

長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（公開しない情報）</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>（4）～（6） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項第1号の情報を含む情報に係る第1項第3号の規定の適用については、同号中「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とあるのは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独</p>	<p>（公開しない情報）</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公開することにより、当該法人等又は<u>当該個人</u>の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>（4）～（6） （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前項第1号の情報を含む情報に係る第1項第3号の規定の適用については、同号中「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報」とあるのは、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独</p>

立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、その本人の個人番号に紐付けられていないもの」と、同号ア中「当該法人等」とあるのは「当該法人等又は当該事業を営む個人」と、同号イ中「法人等」とあるのは、「法人等又は事業を営む個人」とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条の2 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条及び第12条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、当該公開請求に対する決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

(審査請求があった場合の措置)

第12条 第9条第1項に規定する決定(以下「公開決定等」という。)又は公開請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関(以下「裁決実施機関」という。)は、当該審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合を除き、直ちに、長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)に定める長岡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条

立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、その本人の個人番号に紐付けられていないもの」とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条の2 公開請求に係る情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、当該公開請求に対する決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 (略)

(不服申立てがあった場合の措置)

第12条 実施機関は、第9条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であるときを除き、遅滞なく長岡市附属機関設置条例(昭和32年長岡市条例第7号)に定める長岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

第1項本文に規定する審理手続きを行う者の指名は、同法ただし書の規定により行わないものとする。

2 前項前段の規定により諮問をした裁決実施機関は、次に掲げる者（以下「審理関係人」という。）に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 審査会は、審理の手続きを計画的に遂行するため、裁決実施機関及び審理関係人に対し、必要な指導をすることができる。

4 審査会は、必要があると認める場合は、諮問された事項を併合し、又は分離して、審理及び答申をすることができる。

5 行政不服審査法第29条から第36条まで、第38条（第6項を除く。）及び第41条の規定は、審査会が諮問を受けた審査請求の新瑛の手続きについて準用する。この場合において、同法第29条第1項中「審理員は、審査庁から指名されたときは」とあるのは「長岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）第12条第1項の規定により諮問を受けたときは」と、同条第2項及び第5項、同法第30条から第37条まで、同法第38条第1項から

第3項まで並びに同法第41条の規定中「審理員」とあるのは「審査会」とする。

6 審査会は、審理の手續が終結したときは、裁決に関する答申書を作成し、これを審査会における審理の記録とともに、諮問をした裁決実施機関及び審理関係人に送付するとともに、答申書の内容を公表するものとする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会が定める。

8 裁決実施機関は、裁決をする場合において、当該裁決の主文が審査会が答申した意見と異なる内容であるときは、異なることとなった理由を行政不服審査法第50条第1項第4号に規定する理由とともに、裁決書に記載しなければならない。

9 第9条の2第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）